株式会社 伊賀屋

『新型コロナウイルス』への対応についてのお願い

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ご高承のとおり、新型コロナウイルス感染症が厚生労働省の 2 月 1 日付け発表により 「指定感染症」に指定されました。

この指定により、新型コロナウイルスに感染した患者様が使用された寝具・リネン類・患者衣につきましては、医療法第 15 条の 2 の業務委託に関する規定により医療法施行令第 4 条の 7 で定められている通り、未消毒状態での洗濯物の受け入れが出来なくなりました。

二次感染の恐れもあり、下記の院内処理を実地して頂いた上で、弊社に委託いただきますよう、 何卒よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

【院内処理方法について】

■一次消毒のお願い

以下のいずれかの方法により一次消毒をお願い致します。

(日本病院寝具協会発行「寝具類の消毒に関するガイドライン」より)

- ①熱水消毒(80℃以上・10分以上浸漬)
- ②500~1,000ppm の次亜塩素酸 Na 溶液に 30 分間浸漬後、洗濯をお願いします。 (浸漬後の洗濯は次亜臭がなくなる程度に洗い流していただければ結構です。)
- 2処理の参考-

市販の 6 %のハイターの場合、2 ℓ の水に対して 20 cc(ペットボトルキャップ 4 杯程度)で、600ppm になります。

※一次消毒を実地するために病室から運び出す場合の注意として、ビニール袋で二重に密閉して外側を 500ppm の次亜塩素酸 Na で清拭してください。

■消毒済みの被洗物について

消毒済みの被洗物は、※とは別のビニール袋に入れ、袋内の空気をなるべく抜き、二重に密閉して外側を500ppmの次亜塩素酸Naで清拭して、「消毒済み」「病院名又は施設名」「新型コロナウイルス」を明記の上、返却していただくようお願い致します。

■担当営業への連絡のお願い

感染者又は、感染の疑い者による弊社サービスを利用頂き、委託先での二次汚染が確認された場合、感染源の遡り調査にてお客様にもご迷惑をお掛けする恐れが御座います。配送員・工場スタッフの二次感染リスクをご理解頂き、先ずは<u>担当営業へご報告・ご相談いただきま</u>すよう、重ねてお願い申し上げます。

以上